

セルフメディケーション税制とは

間もなく始まる確定申告で、医療費控除の申告をされる方も多いと思います。従来の医療費控除とえば、医療機関への支払や市販薬の購入代金などの合計が1年間で10万円を超えた分のみ控除対象となるため、なかなかハードルが高いものです。ところが今年の申告から始まる、特定の医薬品購入に対する新しい税制では、その控除額のハードルが1万2,000円超とぐっと低くなります。

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」は、きちんと健康診断などを受けている人が、2017年1月1日以降に、市販薬(要指導医薬品および一般用医薬品)のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間1万2000円を超えて購入した際に、1万2000円を超えた部分の金額(上限金額:8万8000円)について所得控除を受けることができます。

この制度は「医療費控除の特例」とあり、医療費控除の一部であるため、「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することができない」点に注意しましょう。従来どおり10万円を超えた医療費の所得控除を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けるかは、申告者自らがどちらかを選択することになります。

対象となる医薬品

厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品(11/16現在、1,667品目)が対象となります。多くの対象製品は以下のような共通識別マークが入っています。(一般社団法人日本OTC医薬品情報研究会の登録商標)しかし対象となる全商品にこのマークが表示されているわけではありませんので、厚生省のwebサイトで確認してください。



では、実際に申請すると、どのくらい節税となるのでしょうか？

2017年1月1日から2021年12月31日までの間に、対象となる医薬品の購入費用として、年間1万2000円を超えて支払った場合、その購入費用のうち1万2000円を超える額(上限金額:8万8000円)を所得控除できます。

計算例

これをもとに、一例として減税額を算出してみましょう。ここでは、所得額400万円の人が、対象医薬品を年間5万円購入した場合を考えてみます。なお、この購入金額には「生計を一にする配偶者その他の親族の分」も含まれます。

課税所得額400万円の人の場合

控除額:50,000円(対象医薬品の購入金額)−12,000円(下限額)=38,000円(控除額)

減税額(所得税):38,000円(控除額)×20%(所得税率)=7,600円

(個人住民税):38,000円(控除額)×10%(個人住民税率)=3,800円

あわせて、11,400円の減税効果となります。

今度の確定申告からスタートする制度です。対象となる健康診断を受けている人は、医薬品の領収証で対象となるものを集計してみて、従来の医療費控除対象金額と比較してみてはいかがでしょうか。